

クールビズでも 自治体職員としてふさわしい格好を！！

本日から10月31日まで、区ではクールビズを実施しています。これは、職員の服装を軽装にすることで、冷房時の室温を28℃にとどめ、節電・環境負荷軽減を図るものです。一方で、クールビズを実施することによって、区民の方が不快感・不信感を抱くことのないよう、身だしなみのモデル・NG集を集めた「身だしなみハンドブック」を参考に、「公」の立場で仕事をするにふさわしい服装を啓発しています。

環境省は、平成17年の夏から節電対策・地球温暖化対策として、冷房時の室温をビル管理法に定める上限28℃にしても快適に過ごすことのできるライフスタイル「クールビズ(COOL BIZ)」を推進しています。杉並区でも、6月1日から9月30日をクールビズの期間として実施してきました。さらに、3年前に発生した東日本大震災により電力需要が高まったことから、平成23年度からは、より節電に努めようと期間を5月1日から10月31日までに延長しています。

また、服装を軽装化したことで、区民の方が不信感を抱くような格好にならないよう、身だしなみのモデル・NG集を集めた「身だしなみハンドブック」を参考するように促しています。この「身だしなみハンドブック」は、区が掲げる「5つ星の区役所づくり運動」の一環として、「一人前の職員として、どんなお客様にも不快感や不信感を抱かせることのないスキのない身だしなみであること(身だしなみハンドブックに掲載)を基本的な考えに、平成21年度に区のプロジェクチームが発行したものです。身だしなみハンドブックには、男性編・女性編、窓口職場・作業職場編など性別や職場別に自治体職員としてふさわしい服装を写真付きで紹介しています。また、NG集としてお客様からの印象が良くない服装をNG集として写真付きで紹介しています。

区では、お客様から「この職員なら安心して任せられる」といった信頼感をもっていただけるよう努めていきます。

区民満足度の向上のため、区民の視点で区の仕事を総点検し、区民の皆さまから杉並区のサービスは「五つ星」と評価される区役所であることを目指し、平成14年度から始めた取り組み。



【報道機関 問い合わせ先】

総務部職員課 電話：3312-2111

総務部広報課 電話：3312-2111